

平成 2 2 年第 1 1 回（1 1 月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日 時 平成22年11月10日(水)
開 会 10時00分 閉 会 10時55分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 1名

欠 員 1名

出席委員の氏名 岡 万寿夫、梅林 陟、豊田 和義、和才 直俊
恒成 一治、是木 則幸、奥家 信弘、賀部 正直
矢頭 道雄、守口 信義、瀬口 勝美、若山 善一、
是木 輝義

欠席委員の氏名 石丸 茂信

4. 議 案

議案第24号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について

議案第25号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤尾 肇一

事務局職員 赤尾 慎一

6. 会議の概要

事務局

委員の皆さんおはようございます
皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。
開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

あらためまして、委員の皆さんおはようございます。
本日11月の本委員会のご案内をしたところ、お忙しい中ご出席いただきまして誠に有難うございます。
本日は石丸委員から緊急の用事で欠席と連絡がきましたので、委員定数15名、欠員1名、欠席委員1名であることから13名の委員の出席となり総会は成立しています。
最近新しい農業関係で、ついこの2、3日新聞テレビ等で報道されていますTPPという始めて聞くような言葉で、よく分からないものですが、農業団体から言わせると農業にとってはいたって不利益になるというような、関税全品目を撤廃するという事で、外国から安い米が入ってくると、米の値段も今よりも下がるであろうし、競争に追いつかないと言うようなことで絶対反対だと。
決定は来年の10月か11月だと思っています。そういうことで農業政策・行政というのが刻々毎年のように変わってまいります。そういうことで皆さんにはその都度大変ご苦労おかけするような形になると思いますが、どうぞ今後ともよろしくをお願いいたします。
それでは、ただいまから平成22年度第11回総会を開催いたします。本日はご案内のように提案事項議案が4件と報告事項が2件でありますので最後までよろしくをお願いいたします。
それでは本日の議事録署名人を守口信義委員と瀬口勝美委員のお二人を指名いたします。

議案第24号

事務局

議案第24号についてご説明いたします。議案の1ページをお開き下さい。「議案第24号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について」吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求める。
平成22年11月10日 農業委員会 是木輝義
農業経営基盤強化促進法に基づく合意解約の申し出が4件出されています。議案の2ページをご覧ください。委員の皆さんには回覧にてご覧頂いている合意解約書4件を表にまとめていますので併せてご覧ください。（各筆について説明）

会 長

事務局より説明がありましたが、皆さんなにか質疑ありませんか。

各委員
会 長

質疑なし
では、議案第24号に関しましては承認することと決めます。
それでは、次に「議案第25号 吉富町農用地利用集積計画の承認
について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

議案第25号

事務局

「議案第25号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」を説明いたします。吉富町農用地利用集積計画ですが、市町村長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経るとなっています。

3ページをお開き下さい。「議案第25号吉富町農用地利用集積計画の承認について」別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求める。平成22年11月10日 農業委員会 是木輝義

4ページをご覧ください。今回11月の利用権設定の件数は、新規は32件で33,157㎡、更新は30件で31,412㎡、合計は62件で64,569㎡となっています。農用地利用集積計画の各筆毎の内容につきましては、皆様方へ回覧にてご覧頂いていますが、5ページ以降に一覧として表にしていますのでご覧ください。

(各筆について説明)

会 長

事務局より議案第25号について説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。

瀬口委員

今作り手がない農地はどのくらいあるんですか？増えてないですか？

事務局

手元に資料がありませんので正確な数字は言えませんが、農地の貸し出し希望調査の集計では確か3町から4町近くあったと思います。

また、昨年21年度に調査した耕作放棄地が4町以上ありました。

今年の転作確認で耕作放棄地と思われる農地を調査しましたが、その後管理をされた農地もあるかと思しますので確認が必要と考えていますが、本町のほとんどの農地が未整備田ですから、今後耕作放棄田が増加するのではないかと考えています。事務局としても、農地の貸し出し希望調査資料の閲覧が出来ることの周知やホームページ等に情報を掲載することを検討していきたいと考えています。

瀬口委員

作って欲しいけど作り手がおらん田んぼがどれくらいあるか正確には分らんですね、7町近くあると言うことかな。3町くらいは道が無かったりして作れん田がある。

会 長

残っているのはそんな田で、貸したいけど借り手が無いと言う状態だと思います。

事務局 耕作放棄地の確認をしても分かるように、極端な増加は無いようにありますし、春に貸し出し希望調査を行いました。農業委員会の斡旋ではなく、今回の利用権設定で新規が約3町3反ほどあるように、貸し手と借り手双方の話し合いでまとまっているようにあります。

恒成委員 更新と新規ね、これは更新の賃借が18件、新規の賃借が3件と、こんな傾向にずっと行くんかなー。新規の賃借権は今後0に近い方向になって行くんかなー、そうじゃないと借り手がいなくなるし、そうじゃないと放棄田になっていく。金を出してまでも作ってあげられないということかなー。

事務局 作れないので、お金は要らないから管理してほしいという農家が多いようで、田んぼの条件が悪いところは特にそんな傾向にあるようです。

会長 いまどき新規は珍しいよう感じがします。それだけ特定の人が規模を拡大していくと言うようなことでこのような結果が出たんだろうと思います。後は如何にして継続してもらうか、頼んでいる人も年々出来ないようになる。議案24号のような状態になっていくと思います。本当に難しい問題もあります。頼みたいけど引き受け手がない、それから引き受けたいけどちょっとあそこの田は入りにくいとか、水の便が悪いとか色々なことを、昔はそんなこと言わずどうぞ作らせて下さい、戦後は作らせて下さいと言うような状態だったけど、今はそうじゃないですからねー。そう言うことで仕方なしに放棄田とは非常に聞き苦しい言葉で、私は仕方なくそうしているんだと、自分も出来なくなった、シルバーとかにお願いすれば別ですけど、そこまで考えが及ばない時はやはり自分も出来ない、頼む人もいないと言う様事になればセイタカばかりがあちこち出来ているというような状態になってくる、他に質問はございませんか。

各委員 質疑なし

会長 それでは、議案第25号に関しましては承認することと決めます。次に、「議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

議案第26号

事務局 「議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。8ページの議案26号をご覧ください

本件は、農地の所有権の移転に係る農地法第3条に基づく許可申請であります。譲渡人は本町鈴熊のAさん、譲受人は同じく本町別府の

Bさんです。申請地は農振・農用地域内にあります。9ページに位置図、10ページは詳細図、11ページに字図を添付しています。今回の申請は、譲受人が現在耕作している農地に隣接し、本人の経営規模拡大を目的に譲渡人に相談したところ、この2筆の農地を3条にて買い受けるための申請であります。

土地は別府〇〇〇番〇、地目は田、面積は471m²並びに別府〇〇〇番地〇、地目は田、面積299m²の2筆で、所有者はAさんで、耕作者は当該申請農地を利用権設定により譲受人が耕作している農地であります。

本議案について、申請書に記載された内容が農地法第3条第2号各号の不許可要件に該当せず、許可要件の全てを満たしています。

主な理由として、現在の経営状況等から耕作に必要な農機具保有状況にあり、取得後も自ら農地を効率的に耕作されると判断されます。また、農作業に従事する者数や申請者の現在の経営面積が約226a(22,682m²)であり、本町の下限面積30aを超えていることなどから判断いたしました。

以上で事務局からの説明は終わります。

会 長 地元委員の石丸委員は本日欠席していますので、事務局で補足するようなことがあれば説明をお願いします。に現地調査等について報告をお願いいたします。

事務局 申請時に本人に聞き取りしたところ、申請地の周辺に耕作している農地があり、申請地が宅地化された場合には農作業や防除等に気を使わなければならないし、現在も利用権設定により耕作を行っていることから今回農地法第3条により譲受けるとのことです。

会 長 事務局より議案並びに申請理由等の説明がありました。皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なし

会 長 では、議案第26号に関しましては承認することと決めます。次に、「議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

議案第27号

事務局 農地法第5条の申請による所有権移転による転用です。

申請地の所在する区域はその他の区域で、申請地は農業振興地域内の農用地域外農地であります。農地区分は近年宅地が進み、宅地が連たんしている区域に隣接する農地であります。第2種農地と判断されます。申請地は直江〇〇〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面

積 6 8 6 m²で、所有者・耕作者共に本町直江〇〇番地〇のCさんで、今回申請の譲渡人です。

譲受人は、中津市大字全徳〇〇〇番地のDさん。

本件の事業計画を説明いたします。譲受人のDさんは本町で自動車整備工場を経営しています。申請地が整備工場の真裏に位置し、工場が手狭であることから、事業規模拡大のため駐車場並びに資材置き場として利用するため、譲渡人から買い受けるものであります。

転用目的としては、申請地は第2種農地と判断しますが、現在経営している自動車整備工場の敷地拡張であることから適当ではないかと判断します。また、転用目的実現の確実性については資金計画書並びに金融機関の残高証明が添付され、資金の確実性は認められます。

計画面積、周辺農地への影響等については、自動車の駐車や発生するスクラップの仮置き場とするための用地であり、計画面積は適当であると判断します。また隣接する農地所有者から隣地承諾を得ています。なお、排水放流協議書については転用目的から排水等は発生しない施設であり添付の必要はありません。

申請地は13ページの赤色の丸で囲んだ場所で、3ページには詳細な位置図、4ページに字図、5ページには計画平面図を添付しています。付近農地の状況については、東側は宅地、西側は町道、北側は農地、南側は譲受人が経営する自動車整備工場であります。以上で説明を終わります。

会 長 それでは地元として私のほうから、殆ど事務局から説明していただきましたが、今は県道ですけど旧国道で車茶屋の手前、宇島に向かって右側で元々板金屋がありました。辞めて、そうですねー3ヶ月位休んでおりましたけど、後藤さんで、〇〇〇〇〇の前の〇〇に勤めていた人で、中津に居られるというのは知りませんでした。独立したような形で今やっておられます。

字図でご覧頂くと狭いんです、車が4台も止まったら全然動きがとれない、その下ですねー、カーショップが建ったため地主さんですけど全然作れないということで、ウナギの寝床のような形状で丁度よかったと言うことでした。今年2月の農振で承認された分でありまして、周囲の状況等説明して頂きましたが、特に問題はないと思います。それではただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手願います。

矢頭委員 これは2月の農振で〇〇の名前で工場拡張が申請じゃなかったかなー。

会 長 工場の拡張と言うか、結局駐車場とスクラップの仮置き場にすると出ておるようで、工場の拡張ではないと思います。と言うのが板金をやっているところより低いんですよー、だから、修理する前の自動

車とか修理した自動車の駐車場やスクラップの置き場とするように聞いています。

矢頭委員 是石さんは手を引いているんですか。

会 長 もう辞められています。何か他に質問はありませんか

各委員 質疑なしの声あり

会 長 ございませんようでしたら、議案第27号については承認することにご異議はございませんか。

各委員 異議なしの声あり

会 長 では、議案第27号に関しましては承認することと決めます。次に報告事項として「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

報告事項

事務局

今月は4件提出されています。議案17ページをお開き下さい。
この報告事項も委員の皆さんに回覧頂いているものを議案の表にまとめていますのでご覧下さい。（各筆について説明）
以上の4件の通知が提出され、受理したことを報告いたします。
以上で説明終わります

会 長 この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 次の報告事項として「農地法第3の3第1項の規定による届出について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局

平成22年10月4日付けで受理した、本町広津のEさんが亡くなられ、相続によりFさんが相続する届出であります。
届出に係る土地の所在は大字幸子〇〇〇番〇、地目は登記簿並びに現況共に田で、面積は1, 198㎡、大字幸子〇〇〇番、地目は登記簿並びに現況共に田で、面積は449㎡、大字広津〇〇番、地目は登記簿並びに現況共に畑で、面積は1, 341㎡、大字広津〇〇〇番〇、地目は登記簿並びに現況共に畑で、面積370㎡、権利を取得した日は平成22年10月4日、権利を取得した事由は相続です。取得した権利の種類及び内容は所有権で、現在も耕作を行っていることから、

貸す予定はないとのことであります。農業委員会によるあっせん等の希望については、先ほど申したように、今後も自ら耕作を行うとの事であり希望はないとのことであります。以上で報告終わります。

会 長 事務局より説明がありました。この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 それでは、本日の議事は全て終了しました。事務局からその他何かございますか？

事務局 議案とは別にA4用紙1枚ものを配布していますのでご覧下さい。先月10月29日付けで、県から平成22年10月許可分から工事進捗状況報告並びに許可に係る工事が完了したときは遅滞無く報告することとなりました。文書にありますように、農地転用許可をするに当たっては原則として「許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3ヶ月後及びその後1年ごとに工事の進捗を報告し、許可に係る工事が完了したときは遅滞なくその旨を報告すること」と条件を付すことになっています。いままでは3000㎡以下の場合には報告を求められていませんでしたが、先ほど申しましたように今後全ての案件について必要な報告をする必要があります。

各農業委員の皆さんには、転用申請の際に申請者が連絡表に署名・押印を頂に行きますので、その際には今後先ほど説明したような報告が必要になること、また、担当地区の転用許可後の進捗状況等について注意を払って頂き、着手等がされない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。

会 長 最初の10月の許可分と言うこの文書の3ヶ月後とか1年毎に工事の進捗状況と言う、1年毎に進捗状況を報告して何年でも良いのか何か縛りというか、期限というかはないのかなー。9月分以前との関係があるし、皆さんご承知しているかもしれませんが、農転許可を受けて田を作っているところがあったり計画通りしていないところがあったり、こんなことがあると督促というか何か、どういう理由でしないのかそのへんが少しねー

事務局 過去の全ての許可について確認はしているか分かりませんが、転用許可を受けた土地なのか分かりませんが、造成されたまま住宅が建てられていない土地が町内にあるようです。

和才委員 私たちは認識が甘かったのかしれんけど、転用をして1年以内にしない場合は元に戻ると言う認識でおったけどそうじゃないんやねー。

会 長 許可が取り消されることはないでしょ。

事務局 そう言う事はないとは思いますが、資金的に計画通り進めることが出来なくなつたとかの理由も有るでしょうし、転用の許可が取り消されることはないと思います。

和才委員 以前は申請したら、工事が着手出来ない時は小さな小屋でも建てないと元の農地に戻るよ、と言う認識でおったけど違うんやねー。

事務局 県も転用許可毎の状況については許可数が多いので、各市町村の農業委員会に任せているんだと思います。農林の担当者からも許可後の現地確認はしていますかと聞かれることがありまして、本町は面積が小さいので、うちの課は道路や水路の管理もしているので、町内を巡回した時にはなるべく確認をするようにしていますし、4月以降の許可分については全て着手されています。

和才委員 その報告で放置しているか分かるんですねー。

会 長 今までは転用許可は5条申請でも出たら、それはもうこっちのものと言う訳で、堂々と稲を作っているところがあるんじゃないかなー、今までは過去の許可については追跡調査は全然無かった。

事務局 許可後に転用計画どおりにしない場合の取り扱いは県に確認し、次回総会で報告させていただきます。

会 長 それでは次回総会の日程ですが、事務局お願いします

事務局 次回の委員会の日程ですが、定例日は10日ですので、12月の総会は12月10日(金)午前10時から行いたいと思います。皆さんの都合はいかがでしょうか。

各委員 異議なし

会 長 それでは、12月10日(金)でよろしいでしょうか？

各委員 異議なし

会 長 それでは、次回総会は12月10日(金)とします
これをもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時55分 閉会